

伊 勢 市 公 報

第 28 号
平成 19 年 1 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政組織条例	2
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市地域振興基金条例	10
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市工場等誘致奨励条例の臨時の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例	29
規 則	
○ 伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則	31
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則	45
○ 伊勢市工芸指導所条例施行規則の一部を改正する規則	49
消防訓令	
○ 伊勢市火災原因損害調査規程の一部を改正する規程	53
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	57
○ 平成 18 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	58
○ 伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者の指定について	80
○ 道路の区域変更について	81
○ 道路の供用開始について	82
上下水道事業告示	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	83
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 19 年度賦課対象区域の決定について	85
公 告	
○ 犬の抑留について	87
○ 伊勢市男女共同参画推進条例中間案の公表について	88
○ 伊勢市国際化推進指針（中間案）の公表について	91
○ 犬の抑留について	94
○ 農用地利用集積計画の作成について	95
○ 都市公園の供用開始について	96

伊勢市行政組織条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 66 号

伊勢市行政組織条例

伊勢市行政組織条例(平成 17 年伊勢市条例第 14 号)の全部を改正する。

(部及び室の設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。

検査室

総務部

財務政策部

生活部

環境部

健康福祉部

産業部

観光交通部

都市整備部

上下水道部

(厚生福祉事務所の設置)

第 2 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条の規定に基づく福祉に関する事務所として、伊勢市厚生福祉事務所を設置する。

(事務分掌)

第 3 条 第 1 条に規定する部及び室の事務分掌は、次のとおりとする。

検査室

(1) 工事の検査に関すること。

総務部

(1) 秘書に関すること。

- (2) 儀式に関する事。
- (3) 行政の広報及び広聴に関する事。
- (4) 議会に関する事。
- (5) 文書及び法務に関する事。
- (6) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (7) 市史編さんに関する事。
- (8) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関する事。
- (9) 行政組織に関する事。
- (10) 人材育成に関する事。
- (11) 契約に関する事。
- (12) 財産の管理に関する事。
- (13) 情報化の推進に関する事。
- (14) 防災及び防犯に関する事。
- (15) 他の部の主管に属しない事。

財務政策部

- (1) 財政に関する事。
- (2) 行政経営に関する事。
- (3) 行財政改革の推進に関する事。
- (4) 統計調査に関する事。
- (5) 税の賦課及び徴収に関する事。

生活部

- (1) 市民活動の支援に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する事。
- (3) 国際交流に関する事。
- (4) 戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関する事。

- (5) 人権に関すること。
- (6) 合併に伴う諸問題の総合調整に関すること。
- (7) 地域自治制度の推進に関すること。

環境部

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 資源循環型地域社会の形成に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

健康福祉部

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 健康づくりの推進及び保健に関すること。
- (6) 介護予防に関すること。

産業部

- (1) 商工に関すること。
- (2) 労政に関すること。
- (3) 企業立地に関すること。
- (4) 朝熊山麓開発事業用地の活用に関すること。
- (5) 農林に関すること。
- (6) 耕地に関すること。
- (7) 水産に関すること。
- (8) 産業支援センターに関すること。

観光交通部

- (1) 観光に関すること。

(2) 伝統文化の活用に関すること。

(3) 交通施策に関すること。

都市整備部

(1) 建設事業に係る総合企画及び調整に関すること。

(2) 土木施設の整備及び維持管理に関すること。

(3) 都市計画に関すること。

(4) 土地利用に関すること。

(5) 市有建物の建築に関すること。

(6) 住宅に関すること。

(7) 宮川及び横輪川の改修に関すること。

上下水道部

(1) 都市下水路及び農業集落排水に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(伊勢市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

2 伊勢市行政改革推進委員会設置条例（平成17年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総合政策推進部行政改革推進課」を「財務政策部行政経営課」に改める。

(伊勢市環境基本条例の一部改正)

3 伊勢市環境基本条例（平成17年伊勢市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 4 項中「生活環境部環境政策課」を「環境部環境課」に改める。

(伊勢市住居表示審議会条例の一部改正)

- 4 伊勢市住居表示審議会条例(平成 17 年伊勢市条例第 115 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「生活環境部戸籍住民課」を「生活部戸籍住民課」に改める。

(伊勢市下水道事業審議会条例の一部改正)

- 5 伊勢市下水道事業審議会条例(平成 17 年伊勢市条例第 175 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「上下水道部管理課」を「上下水道部上下水道総務課」に改める。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 67 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項に次の 2 号を加える。

- (26) 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 18 年法律第 72 号）第 70 条の規定に該当する者
- (27) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成 18 年法律第 87 号）第 33 条の規定に該当する者

別表第 4 の 3 の項中「第 11 条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 3 項に 2 号を加える改正規定中同項第 26 号に係る部分は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 18 年法律第 72 号）の施行の日から施行する。

伊勢市地域振興基金条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 68 号

伊勢市地域振興基金条例

(設置)

第 1 条 本市における市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、伊勢市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 69 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「4 月から翌年 1 月」を「6 月から翌年 3 月」に改める。

第 22 条第 3 項中「末日」の次に「又は 8 月 31 日のいずれか遅く到来する日」を加える。

第 23 条及び第 24 条を次のように改める。

第 23 条及び第 24 条 削除

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第70号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

第1期	6月1日から同月30日まで
第2期	7月1日から同月31日まで
第3期	8月1日から同月31日まで
第4期	9月1日から同月30日まで
第5期	10月1日から同月31日まで
第6期	11月1日から同月30日まで
第7期	12月1日から同月26日まで
第8期	翌年1月1日から同月31日まで
第9期	翌年2月1日から同月末日まで
第10期	翌年3月1日から同月31日まで

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 71 号

伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例

伊勢市教育研究所条例（平成 17 年伊勢市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「八日市場町 17 番 30 号」を「小俣町元町 540 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市工場等誘致奨励条例の臨時の特例措置に関する条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 72 号

伊勢市工場等誘致奨励条例の臨時の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例

伊勢市工場等誘致奨励条例の臨時の特例措置に関する条例（平成 17 年
伊勢市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、その用に供する土地（直接その本来の
事業の用に供する家屋の敷地の部分を含むものに限る。）が、指定事業
者が賃貸借契約又は使用貸借契約をもって使用する土地であって、平成
14 年 10 月 1 日以後に当該土地の賃貸借契約又は使用貸借契約が締結さ
れたものである場合においても予算の範囲内で特例奨励金を交付する
ことができる。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項に該当する場合の特例奨励金の
額は、設置する工場等の用に供する家屋及び償却資産の取得価格の合計
額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた
ときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、その設置す
る工場等ごとに 3 億円を限度とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第73号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 74 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条中「当該団員等に対して、必要な療養」を「必要な療養」に改める。

第8条中「当該団員等に対して、その収入」を「その収入」に改め、「1日」を削る。

第8条の2第1項を次のように改める。

団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

第8条の2第3項中「別表第2中の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数

を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める。

団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第9条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項

に規定する障害等級をいう。以下同じ。) に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

第9条の2第1項各号列記以外の部分中を次のように改める。

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

第9条の2第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第11条第1項第4号中「次に掲げるいずれかの状態」を「規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条第1項第1号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項第1号中「前条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同項第2号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第16条の2第1項第2号中「第11条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第17条第3項中「消防団員等」を「団員等」に改める。

第18条中「、葬祭補償として」を削り、「対して」の次に「、葬祭補償として」を加える。

第18条の2の見出し中「非常勤消防団員」を「団員」に改め、同条中「非常勤消防団員」を「団員」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「同表に定める第2級の傷病等級」を「第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級」を「第1級の障害等級」に、「同表に定める第2級の等級」を「第2級の障害等級」に改める。

附則第3条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」

に、「別表第3に定める障害の等級」を「加重後の障害等級」に改める。

附則第3条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 75 号

伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

伊勢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成 17 年伊勢市条例第 203 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成 18 年総務省令第 110 号)別表第 2 に定める障害等級による。
- 2 障害等級及び金額の決定については、政令第 6 条第 5 項から第 8 項(第 6 項第 1 号を除く。)までの規定の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、適用日以後に授与すべき事由の生じた賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金(以下「賞じゅつ金等」という。)について適用し、適用日前に授与すべき事由の生じた賞じゅつ金等については、なお従前の例による。

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 63 号

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号。以下「条例」という。）に規定する損害補償の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償のうち休業補償を行わない場合)

第 2 条 条例第 8 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(傷病等級)

第 3 条 条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第 1 のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第 2 に定めるところによる。

2 前項の規定のほか、別表第2に掲げられていない障害であって、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護補償に係る障害)

第5条 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(障害者支援施設に準ずる施設)

第6条 条例第9条の2第1項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。)

(特定障害状態)

第7条 条例第11条第1項第4号に規定する規則で定める障害の状態は、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 平成18年4月1日からこの規則の施行の日の属する月の末日ま

でに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係る別表第2の規定の適用については、当該支給すべき事由が脾臓又は1側の腎臓を失ったものである場合（同表の第7級の項第5号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の第8級の項に相当する障害があるものとする。

2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第74号。以下「一部改正条例」という。）による改正前の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて傷病補償年金、障害補償、介護補償又は遺族補償（以下「傷病補償年金等」という。）を支給された者で、一部改正条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及びこの規則の規定による傷病補償年金等を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された傷病補償年金等は、それぞれ新条例及びこの規則の規定による傷病補償年金等の内払とみなす。

（伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第3条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年伊勢市規則第170号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

別表第1（第3条関係）

傷病等級	障害の状態
第1級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼が失明しているもの (2) 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能を廃しているもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの

	<p>(2) 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの</p> <p>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>(5) 両手の手指の全部を失ったもの</p> <p>(6) 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p>
--	---

別表第2（第4条、第7条関係）

障害等級	障 害
第1級	<p>(1) 両眼が失明したもの</p> <p>(2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(8) 両下肢の用を全廃したもの</p>
第2級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 両眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p>

	<p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>
第3級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼^{そしゃく}又は言語の機能を廃したもの</p> <p>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(5) 両手の手指の全部を失ったもの</p>
第4級	<p>(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの
第 6 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼^{そしゃく}又は言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱^{せき}に著しい変形又は運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指を失ったもの
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指を失ったもの又は母指以

	<p>外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したのもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の^{こう}睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) ^{せき}脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野^{さく}変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼^{そしゃく}又は言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの

	<p>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したものの</p> <p>(9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第 11 級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10 歯以上に対し歯科補綴<small>てつ</small>を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱<small>せき</small>に変形を残すもの</p> <p>(8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したものの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>

第 12 級	<p>(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨^{ろく}、肩胛骨^{こう}又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1 手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したものの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 男子の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの</p> <p>(15) 女子の外貌^{ぼう}に醜状を残すもの</p>
第 13 級	<p>(1) 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(3) 1 眼に半盲症、視野狭窄^{さく}又は視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの 1 部に欠損を残し又はまつげはげを</p>

	<p>残すもの</p> <p>(5) 5 歯以上に対し^{てつ}歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(10) 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1 足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>
第14級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3 歯以上に対し^{てつ}歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの</p>

	(9) 局部に神経症状を残すもの
	(10) 男子の外 ^{ぼう} 貌に醜状を残すもの

別表第3 (第5条関係)

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	(1) 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 (3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	(1) 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 (2) 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 (3) 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金

額を定める規則をここに公布する。

平成18年12月28日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 64 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊勢市条例第 209 号）第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 1 の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が 10 万 4,590 円を超えるときは、10 万 4,590 円）
	(2) 1 の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 5 万 6,710 円以下であるときに	月額 5 万 6,710 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

	限る。)	
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が5万2,300円を超えるときは、5万2,300円)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,360円以下であるときに限る。)	月額2万8,360円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第 号。以下「一部改正条例」という。)による改正前の伊勢市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて介護補償を

支給された者で、一部改正条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払とみなす。

伊勢市工芸指導所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 65 号

伊勢市工芸指導所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市工芸指導所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「第 4 条」を「第 3 条」に、「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条第 1 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条見出し中「使用料及び」を削り、同条中「第 5 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、「使用料又は」を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「様式第 3 号の 1、様式第 3 号の 2 及び様式第 3 号の 3」を「様式第 2 号」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	項目	単位	金額
定性分析	1 化学分析		円
	ア 簡単なもの	1 成分につき	1,000
	イ 複雑なもの	1 成分につき	2,010
定量分析	1 化学分析		
	ア 簡単なもの	1 成分につき	1,930
	イ 複雑なもの	1 成分につき	2,920
	ウ 特殊なもの	1 成分につき	4,180
備考	この表に定めのない分析、測定については、510 円以上 4,730 円以下の範囲内において市長が定める額とする。		

別表第2中「別表第2（第4条関係）」を「別表第2（第3条関係）」に改め、同表環境測定の一部を削り、同表木材及び木材製品等の部塗膜試験の項を次のように改める。

塗膜試験	1 光沢、衝撃、かたさ	1項目につき	1,030
------	-------------	--------	-------

別表第2合成樹脂の部性能試験の項を次のように改める。

性能試験	1 耐燃焼性、見掛比重、樹脂率	1項目につき	1,330
------	-----------------	--------	-------

別表第2備考中「20,700円」を「4,730円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

区分	項目	単位	金額
試作			円
	1 最も簡単なもの	1項目につき	2,360
	2 簡単なもの	1項目につき	4,730
	3 複雑なもの	1項目につき	9,470
	4 特殊なもの	1項目につき	17,920
	5 その他試作	1試作につき	2,360以上 103,000以下

別表第4中「別表第4（第4条関係）」を「別表第4（第3条関係）」に改める。

様式第1号を削る。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式(表)中「意匠図案調整」を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第3号の1中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「伊勢市工芸指導所長」を「伊勢市長」に改め、「試験担当者」を削り、同様式を様式第2号とする。

様式第3号の2及び様式第3号の3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市工芸指導所条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市火災原因損害調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市消防長 山 川 和 俊

伊勢市消防本部訓令第 2 号

伊勢市火災原因損害調査規程の一部を改正する規程

伊勢市火災原因損害調査規程（平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 15 号）
の一部を次のように改正する。

様式第 6 号を次のように改める。

火災原因損害調査報告書									
(あて先)伊勢市消防長					年 月 日				
報告者					㊟				
火災番号									
出火時刻	年 月 日 曜日				時 分				
火災種別	1 建物火災	2 林野火災	爆発	覚知時刻	入電指令	月時	日分	月時	日分
	3 車両火災	4 船舶火災				月時	日分		
火災種別	5 航空機火災	6 その他	発	鎮圧時刻	鎮火時刻	月時	日分	月時	日分
	1 火災報知専用電話 (固定電話 (NTT加入電話を除く。))					2 火災報知専用電話 (固定電話 (NTT加入電話))		3 火災報知専用電話(携帯電話)	
火災種別	5 加入電話(携帯電話)		6 警察電話		7 駆け付け通報		8 事後得知		9 その他
	住所氏名		職業		年 月 日生		歳 男性・女性		
火災見者	住所氏名		職業		年 月 日生		歳 男性・女性		
火災通報者	住所氏名		職業		年 月 日生		歳 男性・女性		
火元	出火場所								
	事業所	業態	用途	項					
	火元者	住所氏名	職業		年 月 日生		歳 男性・女性		区分 所有者 占有者
	建物	焼損程度	1 全焼	2 半焼	焼損面積		焼損表面積		
			3 部分焼	4 ぼや	m ²		m ²		
	構造	1 木造		2 防火		建築面積		地下	地上
		3 準耐火(木造)		4 準耐火(非木造)		m ²		階	階
	構造	5 耐火		6 その他		延べ面積		出火階	
		m ²						階	
	建物以外の焼損程度								
用途地域		防火地域							
防火対象物定期点検報告対象区分		1 点検報告対象 2 点検報告対象外							

延焼								延焼による建物焼損程度	
								全焼	ぼや
								半焼	計
								部分焼	
活動	初期消火器具						最寄消防機関からの距離	m	
	放水開始時刻	月 日 時 分		消防署		消防団			
	放水したポンプ台数			台		台			
	主として使用した水利			台		台			
死傷者	区分	消防吏員	消防団員	応急消火義務者	消防協力者	その他の人員		計	
	死者					自損	その他		
死傷者	負傷者								
	気象	天気	風向	風速	気温	湿度	積雪	火災警報	
り災世帯数	全損		半損	小損	計	り災人員		人	
	m/sec		°C	%	cm	1 なし 2 発令中			
損害	建物損害		林野損害	車両、船舶等の損害	計				
	千円	千円	千円	千円	千円				
原因	出火箇所		発火源		経過		着火物		
原因	防火対象物定期点検報告対象区分		1 点検報告対象 2 点検報告対象外						

附 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 18 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	古 川 智 彦
	伊勢市津村町 659 番地 1
変更後	樋 口 武 久
	伊勢市津村町 2003 番地

伊勢市告示第 113 号

平成 18 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 18 年 12 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 . 平成 1 8 年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1 . 事業の概況

今期におきましては、前年度同期と比べて入院患者数の減少などにより財政事情は非常に厳しいところではありますが、引き続き公的医療機関として、市民の医療福祉の増進を図るとともに、諸経費の節減に努めながら、合理的運営に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数 5 5 , 3 4 8 人、延べ外来患者数 1 2 5 , 0 4 2 人、健診者数 5 , 7 5 3 人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、5 , 5 0 0 人の減少、外来患者数におきましても、8 , 4 7 8 人の減少となりましたが、健診者数におきましては、2 4 人の増加となりました。

事業収支におきましては、事業収益 3 , 2 4 1 , 5 5 0 千円（内一般会計負担金 1 5 0 , 0 0 0 千円を含む）、事業費用 3 , 2 1 3 , 9 6 4 千円で収支差引 2 7 , 5 8 6 千円の純利益を生じました。

しかし、下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、経営の合理化にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金 5 0 , 0 0 0 千円、寄附金 5 , 0 0 0 千円の計 5 5 , 0 0 0 千円に対し、支出では医療用器械備品の購入費に 1 5 , 1 0 6 千円、企業債元金の償還に 1 3 3 , 1 2 3 千円の計 1 4 8 , 2 2 9 千円となっております。

以上が平成 1 8 年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、地域住民の医療福祉の向上に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2 . 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術職員	看護(准)師	事務職員	その他の職員	嘱 託	計
1 8 . 3 . 3 1	54	62	237	18	27	63	461
1 8 . 9 . 3 0	50	63	232	18	26	73	462

* 医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成18年 4月 1日から

平成18年 9月30日まで

(1) 平成18年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B / A %	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	7,733,652,000	3,251,146,900	4,482,505,100	42.0	
医業収益	7,084,527,000	2,973,059,740	4,111,467,260	42.0	
健診収益	254,713,000	110,852,781	143,860,219	43.5	
医業外収益	394,312,000	167,234,379	227,077,621	42.4	
特別収益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	7,685,942,000	3,237,301,187	4,448,640,813	42.1	
医業費用	7,164,335,000	3,139,249,929	4,025,085,071	43.8	
健診費用	157,124,000	65,073,281	92,050,719	41.4	
医業外費用	363,383,000	32,977,977	330,405,023	9.1	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	100,000,000	55,000,000	45,000,000	55.0	
負担金	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50.0	
寄附金	0	5,000,000	-5,000,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	441,949,000	148,228,547	293,720,453	33.5	
建設改良費	100,000,000	15,106,129	84,893,871	15.1	
企業債償還金	341,949,000	133,122,418	208,826,582	38.9	

平成18年 4月 1日から

平成18年 9月30日まで

(2) 平成18年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	3,213,963,796	病院事業収益	3,241,549,585
医業費用	3,116,740,648	医業収益	2,969,468,386
給 与 費	1,819,592,824	入院収益	1,858,910,365
材 料 費	712,158,641	外来収益	1,036,042,524
経 費	417,244,840	その他医業収益	74,515,497
雑 支 出	0	健診収益	105,660,027
減価償却費	160,915,636	健診収益	105,660,027
資産減耗費	118,840	医業外収益	166,421,172
研究研修費	6,709,867	受取利息及び	
その他医業費用	0	配当金	0
健診費用	64,260,909	他会計補助金	0
給 与 費	35,623,942	他会計負担金	150,000,000
材 料 費	7,044,112	国庫補助金	0
経 費	16,347,513	その他医業外収益	16,421,172
減価償却費	5,245,342	特別利益	0
医業外費用	32,962,239	過年度損益修正益	0
支払利息及び企			
業債取扱諸費	32,647,479		
繰延勘定償却	0		
雑 損 失			
(消費税雑損失)	0		
負 担 金	0		
医業外雑費	314,760		
特別損失	0		
予 備 費	0		
当期純利益	27,585,789		
合 計	3,241,549,585	合 計	3,241,549,585

平成18年9月30日

(3) 平成18年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,865,863,219	流動負債	1,760,740,813
有形固定資産	3,860,841,084	一時借入金	1,350,000,000
土地	1,125,595,145	未払金	397,106,764
建物	5,330,068,318	医業未払金	394,605,139
構築物	296,438,161	その他未払金	2,501,625
器械備品	3,347,326,860	その他流動負債	13,634,049
車両	5,217,388	預り金	3,036,734
減価償却累計額	6,243,804,788	預り有価証券	1,000,000
無形固定資産	5,022,135	仮受消費税	9,597,315
電話加入権	3,562,685	資本金	1,618,761,996
施設利用権	1,459,450	自己資本金	510,318,431
流動資産	1,330,780,646	借入資本金	1,108,443,565
現金預金	211,570,274	企業債	1,108,443,565
現金	1,135,000	剰余金	2,531,248,065
預金	210,435,274	資本剰余金	3,991,395,772
未収金	1,022,258,834	受贈財産評価額	168,801,214
医業未収金	1,021,272,273	国庫補助金	101,869,000
医業外未収金	986,561	他会計補助金	389,320,000
貯蔵品	36,666,226	工事負担金	53,395,358
薬品	27,599,522	寄附金	37,900,000
診療材料	8,971,154	補助金	15,110,200
給食材料	95,550	他会計負担金	3,225,000,000
前払金	25,000	欠損金	1,460,147,707
前払金	25,000	前年度未処理欠損金	1,460,147,707
その他流動資産	60,260,312	当期純利益	27,585,789
保管有価証券	1,000,000		
仮払消費税	59,260,312		
繰延勘定	741,692,798		
退職給与金	741,692,798		
退職給与金	741,692,798		
合 計	5,938,336,663	合 計	5,938,336,663

4.平成17年度伊勢市病院事業報告書

〔1〕概況

(1)総括事項

病院の経営環境は、引き続き厳しい状況となっておりますが、地域の中核病院として良質かつ高度の医療、安全で安心していただける医療を提供できるよう図りながら、諸経費の節減に努め効率的かつ効果的な経営の健全化に努めてまいりました。

このような状況の中、平成17年11月1日から平成18年3月31日までの新市17年度の病院利用状況につきましては、延べ入院患者数50,279人(1日平均333人)、延べ外来患者数102,445人(1日平均1,024人)、健診者数4,954人(1日平均43人)となり、前年度同期と比較いたしますと、入院患者数におきましては、4,126人の減少となり、外来患者数におきましても、8,578人の減少となりましたが、健診者数におきましては、693人の増加となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金200,000千円を含み、事業収益3,077,369千円となり、支出におきましては、総支出額3,134,262千円となり、収支差引56,893千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

資本的収支におきましては、収入として、一般会計からの負担金50,000千円に対し、支出では資産購入費58,395千円、工事請負費103,292千円、委託費22,050千円、企業債元金の償還に185,334千円、退職給与金120,547千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、透析用患者監視装置(7,980千円)、フルデジタル超音波診断装置(24,150千円)、クールチップRFシステム(4,988千円)、画像診断装置(5,880千円)等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、489,618千円となり、収支差引439,618千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が、14億6千余万円(合併時の未処理欠損金14億3百余万円)を有しておりますので、今後も医療サービスの向上に努めながら経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力をいたす所存であります。

平成18年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

また、窓口業務、料金請求事務等につきましては、業務委託を継続し、受託業者による検針業務を4月から開始いたしました。

事業運営面では、平成18年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し0.7%減少し、有収水量におきましても、1.5%減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,485,489千円、事業費用1,159,466千円の執行となり、326,023千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入141,327千円、支出439,184千円となり、297,857千円の収支不足となりました。

今後につきましても、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業の推進などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H17.9.30	H18.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	53,310戸	53,768戸	458戸	100.9%
	給水人口	136,476人	136,072人	404人	99.7%
簡易水道	給水戸数	65戸	65戸	0戸	100.0%
	給水人口	113人	114人	1人	100.9%

H17.9.30については、合併前の旧市町村の合計

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収入率 (%)
上水道	1,518,940	1,419,380	93.4
簡易水道	919	758	82.5

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H17.9.30	H18.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	9,511,550	9,444,312	67,238	99.3
	有収水量	8,269,303	8,143,367	125,936	98.5
	有収率 (%)	86.9	86.2	0.7	
簡易水道	配水量	6,453	6,509	56	100.9
	有収水量	5,475	5,077	398	92.7
	有収率 (%)	84.8	78.0	6.8	

H17.9.30の数値については、合併前の旧市町村の集計

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	その他職員	嘱 託	計
H18. 3 .31	12	13	0	21	15	61
H18. 9 .30	11	13	0	18	4	46

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成18年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成18年 4月1日から 平成18年 9月30日まで			
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B / A %	
(収益的収支)					
水道事業収益	3,153,507,000	1,559,463,019	1,594,043,981	49.5	
営業収益	3,080,168,000	1,522,526,958	1,557,641,042	49.4	
営業外収益	71,537,000	36,016,037	35,520,963	50.3	
簡易水道収益	1,801,000	920,024	880,976	51.1	
特別利益	1,000	0	1,000	0.0	
水道事業費用	2,896,607,000	1,187,948,953	1,708,658,047	41.0	
営業費用	2,504,200,674	1,040,959,809	1,463,240,865	41.6	
営業外費用	375,067,326	145,837,743	229,229,583	38.9	
簡易水道費用	5,339,000	1,151,401	4,187,599	21.6	
予備費	12,000,000	0	12,000,000	0.0	
(資本的収支)					
資本的収入	443,493,000	141,327,293	302,165,707	31.9	
企業債	48,300,000	30,900,000	17,400,000	64.0	
負担金	395,193,000	110,427,293	284,765,707	27.9	
資本的支出	1,829,331,000	439,183,950	1,390,147,050	24.0	
建設改良費	1,264,208,000	153,313,480	1,110,894,520	12.1	
償還金	565,123,000	285,870,470	279,252,530	50.6	

(単位 円)

(2)平成18年度伊勢市水道事業損益計算書		平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,159,466,257	水道事業収益	1,485,489,489
営業費用	1,012,858,772	営業収益	1,450,202,204
原水費	480,012,576	給水収益	1,446,655,002
配水及び給水費	133,487,484	受託工事収益	2,011,700
受託工事費	5,135,089	その他営業収益	1,535,502
総係費	101,977,520	営業外収益	34,410,969
減価償却費	292,245,000	受取利息及び配当金	492,287
資産減耗費	0	雑収益	92,964
その他営業費用	1,103	朝熊山分担金	2,285,718
営業外費用	145,479,513	加入金	31,540,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	135,068,007	簡易水道収益	876,316
雑支出	5,900,837	給水収益	875,316
朝熊山雑支出	4,510,669	雑収益	1,000
簡易水道費用	1,127,972	加入金	0
簡易水道費	1,127,972		
当期純利益	326,023,232		
合 計	1,485,489,489	合 計	1,485,489,489

(単位 円)

(3)平成18年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成18年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	18,110,579,919	固 定 負 債	473,715,617
有 形 固 定 資 産	17,886,984,282	引 当 金	473,715,617
土 地	1,342,353,307	退 職 給 与 引 当 金	225,276,348
建 物	762,966,830	修 繕 引 当 金	248,439,269
減 価 償 却 累 計 額	300,678,980	流 動 負 債	148,146,637
構 築 物	22,265,145,659	未 払 金	71,557,649
減 価 償 却 累 計 額	7,705,391,257	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	298,620
機 械 及 び 装 置	2,860,128,005	営 業 未 払 金	71,259,029
減 価 償 却 累 計 額	1,520,293,412	預 り 金	1,292,808
車 両 運 搬 具	24,174,359	預 り 金	1,292,808
減 価 償 却 累 計 額	17,836,389	そ の 他 流 動 負 債	75,296,180
工 具、器 具 及 び 備 品	58,564,399	預 り 有 価 証 券	1,000,000
減 価 償 却 累 計 額	46,414,249	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	74,296,180
建 設 仮 勘 定	164,266,010	資 本 金	10,486,296,191
無 形 固 定 資 産	173,541,062	自 己 資 本 金	3,543,356,175
施 設 利 用 権	158,832,398	固 有 資 本 金	33,622,511
ソ フ ト ウ エ ア	14,708,664	繰 入 資 本 金	511,500,000
投 資	50,054,575	組 入 資 本 金	2,998,233,664
投 資 有 価 証 券	50,054,575	借 入 資 本 金	6,942,940,016
流 動 資 産	3,184,368,983	企 業 債	6,942,940,016
現 金 預 金	2,614,701,360	剰 余 金	10,186,790,457
現 金	160,000	資 本 剰 余 金	9,208,461,374
預 金	2,614,541,360	受 贈 財 産 評 価 額	1,864,520,697
未 収 金	265,101,942	負 担 金	4,821,631,807
営 業 未 収 金	259,185,242	補 助 金	512,467,018
営 業 外 未 収 金	5,503,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,009,841,852
そ の 他 未 収 金	413,700	利 益 剰 余 金	978,329,083
貯 蔵 品	33,554,673	建 設 改 良 積 立 金	133,566,598
原 材 料	33,554,673	未 処 分 利 益 剰 余 金	844,762,485
短 期 貸 付 金	200,000,000		
短 期 貸 付 金	200,000,000		
前 払 金	19,503,222		
前 払 金	19,503,222		
そ の 他 流 動 資 産	51,507,786		
保 管 有 価 証 券	1,000,000		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	34,850,786		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	15,657,000		
合 計	21,294,948,902	合 計	21,294,948,902

5 平成 17 年度決算の状況

平成 17 年度の水道事業の決算状況は、市町村合併後の決算のため平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月末の状況となっておりますが、合併前に引き続き、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに二見ライン配水本管接続工事、施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施しました。さらに上水道安全対策事業としまして、前山加圧施設更新事業においてポンプ場改修工事等を実施いたしました。

また、10 月から一部民間委託を実施しております窓口業務、料金請求事務等については、委託範囲の拡大及び検針業務の追加を行い、平成 20 年度までの契約をいたしました。

事業運営面では、給水戸数は 53,342 戸で前年度より 453 戸増加し、有収率は 87.3% で前年同期に比し 1.4 ポイントの増加となりましたが、今期の配水量は 7,858 千立方メートルで前年同期に比し 1.4% の減少となっており、有収水量は、6,863 千立方メートルで前年同期に比し 0.3% の増加となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益 1,280,071 千円、事業費用 1,146,664 千円の執行となり、133,407 千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は 518,739 千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入 333,614 千円、支出 629,963 千円の執行となり、296,349 千円の収支不足となりましたが、減債積立金等で補てんいたしました。

一般会計繰入金 32,516,331 円については、課税支出(特定収入)として消火栓設置・維持管理費に 9,255,455 円、南勢水道受水費に 10,167,713 円、水道管移設工事等に 8,052,552 円、また消費税導入前に係る企業債元利償還金(特定収入以外)に 5,040,611 円充当しました。県及び下水道事業からの補償金については、課税支出(特定収入)として、水道管移設工事に 90,930,314 円充当しました。

以上が平成 17 年度における事業の概要であります。今後も事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業を推進する必要があります。事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

平成 18 年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業（汚水）は、平成 11 年度から流域関連公共下水道の第 1 期事業認可区域の整備を推進しており、平成 18 年 6 月には宮川流域下水道の一部(462.8ha)について供用を開始しました。これにより、伊勢市の下水道普及率は、平成 18 年 9 月末現在、25.8%となりました。

また、第 2 期事業認可区域においては、今年度から下水管渠の幹線及び面整備工事等を実施し、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。

下水道事業（雨水）は、馬瀬川排水区内の馬瀬第 1 ポンプ場及び御園町小林ポンプ場の建設を平成 16 年度から進めており、平成 18 年度は、機械・電気設備工事の着手を予定しています。溝口排水区のポンプ場の整備については、平成 17 年度に引続き工事を実施しました。また、馬瀬川排水区の浸水対策として幹線水路に着手しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益 1,071,674 千円、事業費用 571,724 千円の執行となり、499,950 千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入 1,235,012 千円、支出 1,599,674 千円となり、364,662 千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するため、適正な事業目標を把握し、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 下水道普及率

(平成 18 年 9 月 30 日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	136,784人	35,251人	25.8%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	その他 職員	嘱 託	計
H18. 3 .31	21	20	2	2	3	48
H18. 9 .30	21	19	2	2	3	47

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成18年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
下水道事業収益	1,682,057,000	1,077,941,660	604,115,340	64.1
営業収益	406,226,000	212,185,002	194,040,998	52.2
営業外収益	1,275,830,000	865,756,658	410,073,342	67.9
特別利益	1,000	0	1,000	0.0
下水道事業費用	1,569,496,000	576,311,290	993,184,710	36.7
営業費用	1,045,748,642	374,645,270	671,103,372	35.8
営業外費用	519,246,358	201,666,020	317,580,338	38.8
特別損失	1,000	0	1,000	0.0
予備費	4,500,000	0	4,500,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	8,041,280,000	1,235,012,100	6,806,267,900	15.4
企業債	4,204,100,000	0	4,204,100,000	0.0
負担金	1,065,074,000	739,212,100	325,861,900	69.4
国庫補助金	2,759,150,000	495,800,000	2,263,350,000	18.0
県補助金	12,956,000	0	12,956,000	0.0
資本的支出	8,586,514,824	1,599,674,360	6,986,840,464	18.6
建設改良費	8,066,314,824	1,344,785,556	6,721,529,268	16.7
企業債償還金	520,000,000	254,738,804	265,261,196	49.0
受益者負担金返還金	200,000	150,000	50,000	75.0

(単位円)

(2)平成18年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで	
		借方	貸方
下水道事業費用	571,723,672	下水道事業収益	1,071,674,403
営業費用	370,230,030	営業収益	205,917,745
汚水管渠費	8,577,729	下水道使用料	125,336,510
雨水管渠費	135,000	他会計負担金	80,000,000
流域下水道維持 管理負担金	6,696,000	その他営業収益	581,235
ポンプ場費	0	営業外利益	865,756,658
処理場費	61,126,159	受取利息及び配当金	325,000
普及促進費	13,126,926	他会計負担金	265,000,000
業務費	27,531,819	他会計補助金	600,000,000
総係費	53,357,058	県補助金	0
汚水減価償却費	159,714,193	雑収益	431,658
雨水減価償却費	39,965,146		
資産減耗費	0		
営業外費用	201,493,642		
支払利息及び 企業債取扱諸費	198,046,087		
雑支出	3,447,555		
当年度純利益	499,950,731		
合計	1,071,674,403	合計	1,071,674,403

(単位円)

(3) 平成 18 年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成 18 年 9 月 30 日	
借 方		貸 方	
固定資産	44,031,749,635	固定負債	3,766,000
汚水有形固定資産	38,267,511,580	引当金	3,766,000
土地	209,548,569	修繕引当金	3,766,000
立木	3,119,863	流動負債	7,276,707
建物	1,158,173,521	前受金	9,450
減価償却累計額	59,424,262	その他流動負債	7,267,257
構築物	13,595,787,450	資本金	28,728,671,617
減価償却累計額	719,082,072	自己資本金	5,773,352,117
機械及び装置	3,744,581,259	借入資本金	22,955,319,500
減価償却累計額	388,393,253	企業債	22,955,319,500
車両運搬具	2,505,312	剰余金	16,700,692,118
減価償却累計額	1,640,603	資本剰余金	16,420,461,004
工具、器具及び備品	24,439,285	受贈財産評価額	10,858,920
減価償却累計額	10,264,808	他会計負担金	477,488,000
建設仮勘定	20,708,161,319	受益者負担金	997,494,979
雨水有形固定資産	5,670,676,208	工事負担金	170,888,748
土地	595,565,191	周辺環境整備事業負担金	198,200,400
建物	1,050,427,112	他会計補助金	700,980,604
減価償却累計額	6,856,903	補助金	13,788,698,378
構築物	1,578,705,301	その他資本剰余金	75,850,975
減価償却累計額	18,635,184	利益剰余金	280,231,114
機械及び装置	1,053,775,455	未処分利益剰余金	280,231,114
減価償却累計額	45,499,863		
建設仮勘定	1,463,195,099		
汚水無形固定資産	43,507,272		
施設利用権	40,494,844		
電話加入権	75,000		
ソフトウエア	2,937,428		
投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		
流動資産	1,408,656,807		
現金預金	379,287,518		
現金	120,000		
預金	379,167,518		
未収金	269,558,520		
営業未収金	63,764,840		
営業外未収金	87,780		
その他未収金	205,705,900		
前払金	699,670,920		
工事前払金	699,662,480		
その他前払金	8,440		
その他流動資産	60,139,849		
保管有価証券	1,000,000		
仮払消費税及び地方消費税	59,139,849		
合 計	45,440,406,442	合 計	45,440,406,442

5 平成 17 年度決算の状況

本市の下水道事業は、汚水対策事業として、平成2年度に二見町区域において特定環境保全公共下水道事業(茶屋処理区)に着手したのをはじめとして、小俣町区域では平成4年度から単独公共下水道事業に、旧伊勢市では宇治・中村地区において平成5年度から特定環境保全公共下水道事業(五十鈴川処理区)に着手し、二見町区域は平成5年度、小俣町と宇治・中村地区は平成10年度に供用を開始しております。また、宮川流域関連公共下水道事業においては、第1期事業として平成18年6月1日の供用開始に向けて整備を進めてきました。雨水対策事業としては、平成11年度に事業に着手し、計画的な雨水管路の整備・拡充を図るとともに、平成16年度に有連ポンプ場の供用を開始しました。それぞれの事業において、供用を開始している区域では適正な維持管理に努め、また整備を行っている区域においては、計画に基づき管路の築造及び面整備、ポンプ場の建設等を進めております。

平成17年11月1日の市町村合併を機に下水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭に示すことを目的として、地方公営企業法の全部適用を行いました。

イ 普及状況及び雨水整備状況について

平成17年度末における処理区域面積は、445.1ha、処理区域内人口は、15,509人で平成16年度末に比べそれぞれ、8.7ha、147人増加し、普及率は11.3%になりました。一方、水洗化戸数は4,902戸で平成16年度末に比して229戸増加しました。

また、雨水排水整備済面積は、145.5haとなり、平成16年度末に比べ19.0ha増加しました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成17年度における業務量は、有収水量679,299 m^3 、処理水量700,797 m^3 となりました。(二見特定環境保全公共下水道事業は、人头割の料金体系としているため含まない。)

本年度の収益的収支は、消費税を除き収益的収入額436,991千円、収益的支出額600,242千円の執行となり、163,251千円の欠損を生じ、56,468千円の繰越欠損金とあわせて当年度未処理欠損金が219,719千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入4,772,458千円、支出3,587,402千円の執行となり、1,185,056千円収入が支出を上回りましたが、これは、合併前に執行した事業の財源である企業債等を当期に収入したことによるものです。

また、資本的収支の収入において1,777,385千円、支出において2,155,584千円を翌年度に繰越しました。

ハ 建設改良事業について

下水道の整備については、第一期流域関連公共下水道事業及び小俣公共下水道事業の処理区域の拡大並びに浸水対策等下水道施設の整備拡充を図るとともに、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業の管整備を行いました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において 17,406m、特定環境保全公共下水道区域(五十鈴川処理区)において 128m、を整備(管延長)しました。

雨水整備工事としては、361mを整備しました。

また、ポンプ場整備においては、馬瀬川排水区馬瀬第1ポンプ場下部工事、小林ポンプ場土木・建築工事を実施しました。

平成18年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計
上半期業務状況

事業の概要

総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成18年4月1日からの入居者延人数は10人で、期間中1人の退居、1人の入居があり、平成18年9月末現在9人の方が利用しております。

経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が17,006,762円、費用は20,932,974円で費用が収益を上回り、差し引き3,926,212円の損失となりました。

収益は営業収益の17,006,762円のみで、その内訳はグループホーム使用料4,127,100円、介護報酬12,879,662円です。

費用も営業費用の20,932,974円のみで、その内訳は委託料が19,500,000円、減価償却費1,417,134円、その他営業費用15,840円です。

上半期（4月1日から9月30日まで）の営業内容

区 分	平成17年度	平成18年度	対前年比
入居者数	9	10	1
退居者数	0	1	1

平成18年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

(1)収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	36,282,000	0	0	36,282,000	17,006,762	19,275,238	
第1項 営業収益	36,281,000	0	0	36,281,000	17,006,762	19,274,238	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計	36,282,000	0	0	36,282,000	17,006,762	19,275,238	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の規 定による繰越額				
第1款 グループホーム事業費用	38,670,000	0	0	0	0	38,670,000	0	38,670,000	20,932,974	0	17,737,026
第1項 営業費用	38,514,000	0	0	0	0	38,514,000	0	38,514,000	20,932,974	0	17,581,026
第2項 営業外費用	151,000	0	0	0	0	151,000	0	151,000	0	0	151,000
第3項 予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000
合 計	38,670,000	0	0	0	0	38,670,000	0	38,670,000	20,932,974	0	17,737,026

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,773,000	0	0	1,773,000	0	0	1,773,000	0	0	0	0	1,773,000	
第1項 企業債償還金	1,773,000	0	0	1,773,000	0	0	1,773,000	0				1,773,000	
合 計	1,773,000	0	0	1,773,000	0	0	1,773,000	0	0	0	0	1,773,000	

損益計算書

自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	20,932,974	グループホーム事業営業収益	17,006,762
委託料	19,500,000	グループホーム使用料	4,127,100
減価償却費	1,417,134	介護報酬	12,879,662
その他営業費用	15,840	その他営業収益	0
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
支払利息	0	雑収益	0
雑支出	0		
当年度純損失	3,926,212		
合 計	17,006,762	合 計	17,006,762

貸借対照表

平成18年9月30日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	90,926,323	固定負債	0
有形固定資産	90,772,323	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
構築物	610,050	一時借入金	0
工具・器具及び備品	10,186,470		
車両及び運搬具	692,945	(資本の部)	
減価償却累計額	5,065,742	資本金	19,149,110
無形固定資産	154,000	繰入資本金	10,000,000
電話加入権	154,000	借入資本金	9,149,110
流動資産	9,888,543	剰余金	81,665,756
現金預金	5,628,429	資本剰余金	81,082,015
未収金	4,260,114	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	48,005,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	583,741
		前年度繰越利益剰余金	4,509,953
		当年度純利益	3,926,212
資 産 合 計	100,814,866	負 債 ・ 資 本 合 計	100,814,866

固定資産現在高表

(単位：円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	上期末現在額	減価償却累計額	上期償却未済額
固定資産	95,992,065	0	0	95,992,065	5,065,742	90,926,323
有形固定資産	95,838,065	0	0	95,838,065	5,065,742	90,772,323
建物	84,348,600	0	0	84,348,600	3,033,000	81,315,600
構築物	610,050	0	0	610,050	78,435	531,615
工具・器具及び備品	10,186,470	0	0	10,186,470	1,811,388	8,375,082
車両運搬具	692,945	0	0	692,945	142,919	550,026
無形固定資産	154,000	0	0	154,000	0	154,000
電話加入権	154,000	0	0	154,000	0	154,000
計	95,992,065	0	0	95,992,065	5,065,742	90,926,323

建物・構築物は、起債の償還に対して減価償却をする
 工具・器具及び備品は、受贈財産であるが、定額法(4年間～8年間。品目によって異なる。)で減価償却をする。
 車両及び運搬具は、受贈財産であるが、定額法(4年間)で減価償却をする。

企業債現在高表

(単位：円)

借入先	年度当初未償還高	上期分		上期末未償還額
		発行額	償還額	
三重県振興事業貸付金	9,149,110	0	0	9,149,110
計	9,149,110	0	0	9,149,110

平成 17 年度決算の状況

1. 概 況

(1) 総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの入居者延人員は 10 名で、期間中 1 名の退居、1 名の入居があり年度末現在 9 名の方（定員 9 名）が利用されております。

営 業

本年度の営業は、次表のとおりでした。

区 分	グループホーム事業		
	平成 17 年度 (11/1 ~ 3/31)	平成 17 年度 (4/1 ~ 10/30)	増 減
入居者数	10	9	1
退居者数	1	0	1

経 理

収益的収支

本年度の収益は 15,080,836 円、費用は 13,507,431 円で差引 1,573,405 円となり収益が費用を上回りました。

収益は、営業収益が 15,080,824 円で、その内訳はグループホーム使用料 3,524,495 円、介護報酬 10,188,764 円、その他営業収益 1,367,565 円、営業外収益は、受取利子 12 円です。

費用は、営業費用が 13,329,636 円で、その内訳は委託料 12,000,000 円、減価償却費 1,252,536 円、その他営業費用 3,600 円、備消耗品費 73,500 円、営業外費用は 177,795 円で、支払利息 174,295 円、雑支出 3,500 円です。

資本的収支

費用は 1,744,288 円で、その内訳は企業債返還金です。

市町村合併後の決算のため平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月末の状況となっております。

伊勢市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市都市農山村交流促進施設
位置	伊勢市横輪町 586 番地
団体名	横輪町活性化委員会
団体所在地	伊勢市横輪町 594 番地 横輪町公民館内
代表者	会長 岡 惣松

2 指定の期間

平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 115 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	船江小木線	船江 3 丁目 1506 番 2 地先から 船江 3 丁目 1980 番 2 地先まで	旧	2.0～3.0	43.0
			新	7.5	27.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 116 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
船江小木線	船江 3 丁目 1506 番 2 地先から 船江 3 丁目 1980 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 12 月 28 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市上下水道事業告示第 76 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 3 条第 1 項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 負担区の名称

いせ第 2 負担区

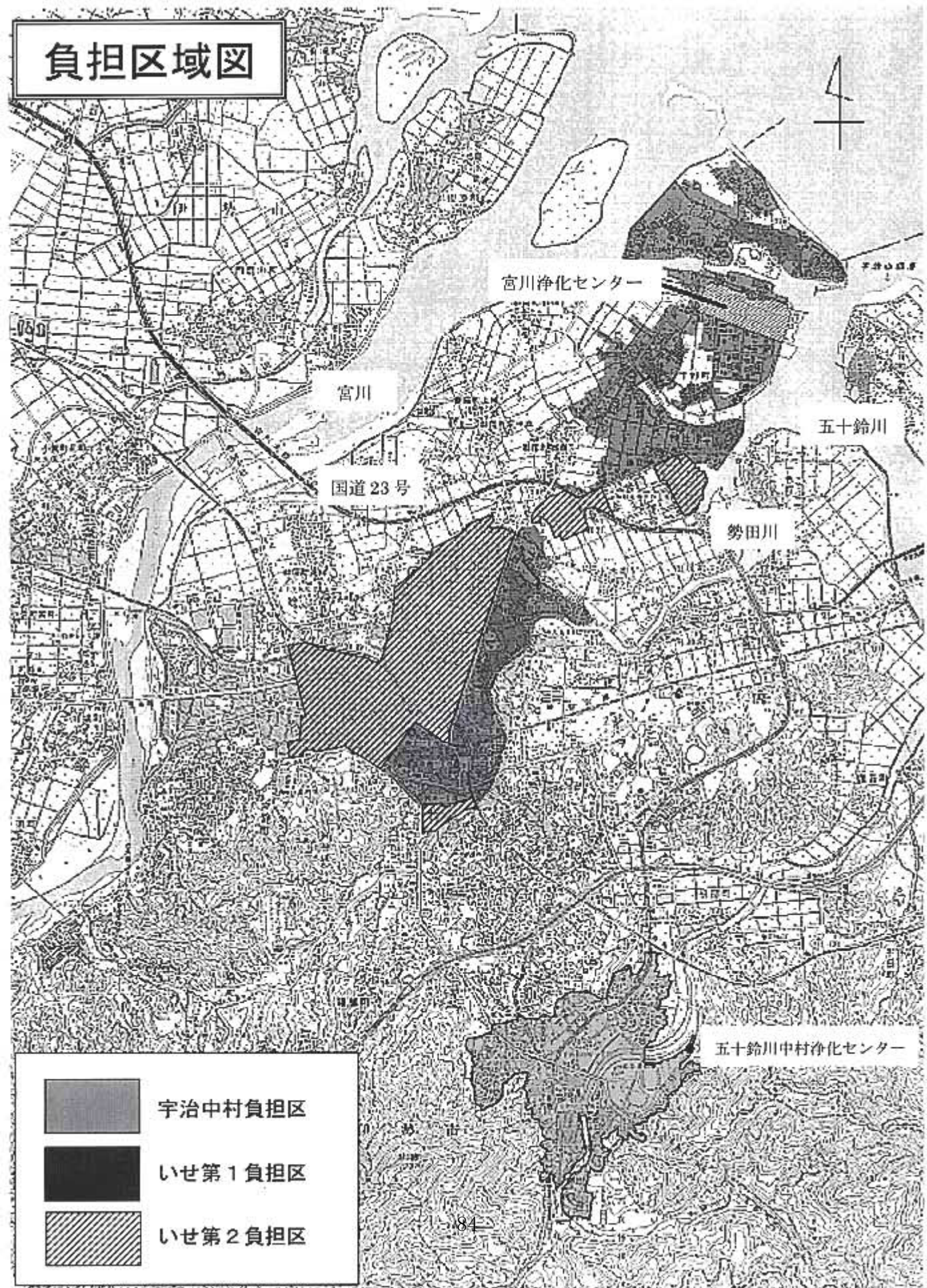
2 負担区の種類

河崎 1 丁目、船江 1 丁目、船江 4 丁目、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、一之木 1 丁目、一之木 2 丁目、一之木 5 丁目、一志町、大世古 1 丁目、大世古 2 丁目及び曾禰 1 丁目の各全部並びに岡本 1 丁目、吹上 1 丁目、本町、一之木 3 丁目、八日市場町、曾祢 2 丁目、宮町 1 丁目、宮町 2 丁目、神社港、竹ヶ鼻町及び小木町の各一部

3 負担区的地積

216. 2ha

負担区域図



伊勢市上下水道事業告示第 77 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 19 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

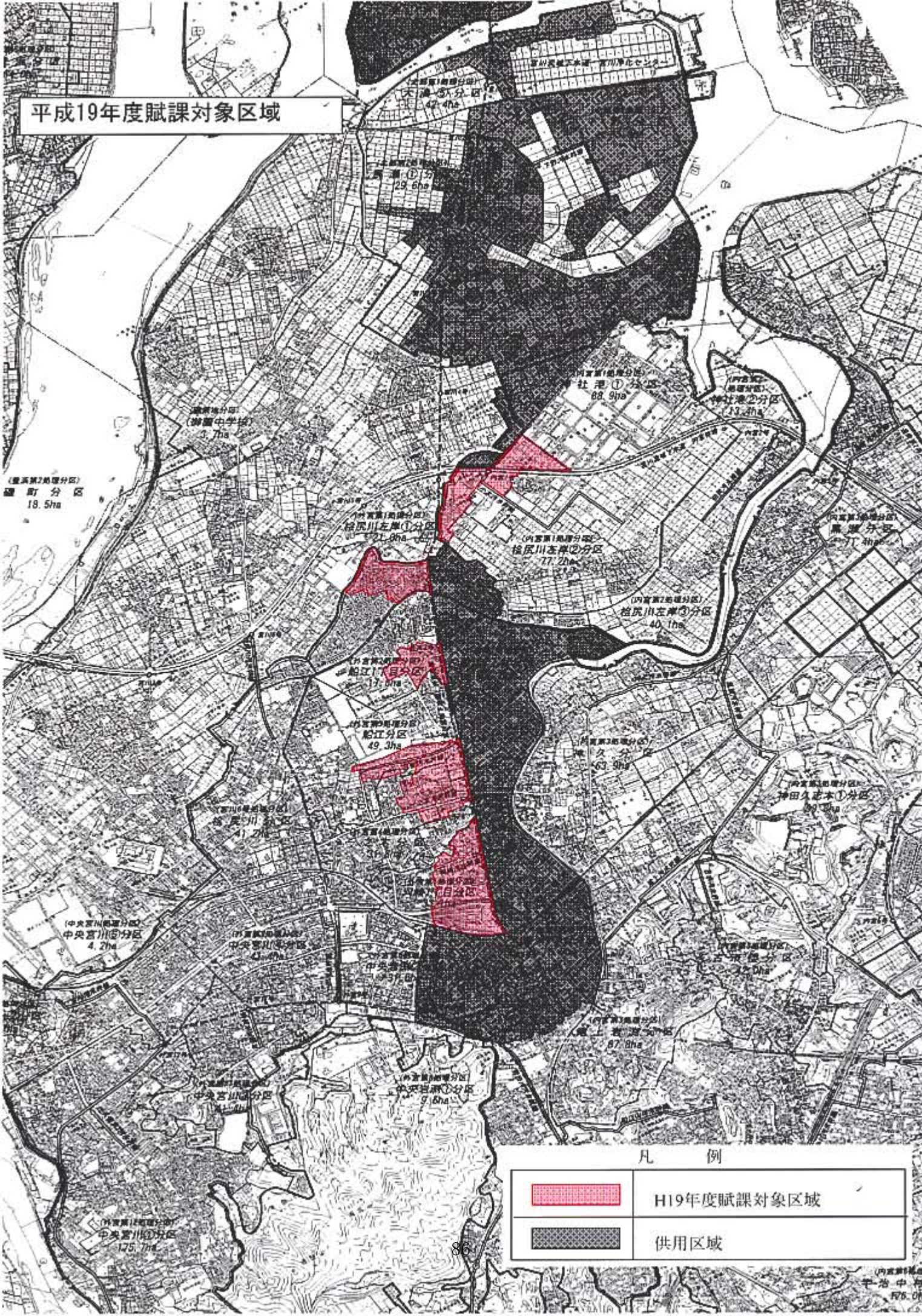
平成 18 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生



平成 19 年度賦課対象区域

吹上 1 丁目、河崎 1 丁目、船江 1 丁目、船江 4 丁目、宮後 2 丁目及び
小木町の各一部

平成19年度賦課対象区域



凡 例

	H19年度賦課対象区域
	供用区域

伊勢市公告第 64 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 12 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市楠部	雑種	黒	雄	中	不明	

2 抑留した日 平成 18 年 12 月 18 日

3 抑留期限 平成 18 年 12 月 21 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 65 号

伊勢市男女共同参画推進条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市男女共同参画推進条例中間案を公表します。

なお、伊勢市男女共同参画推進条例中間案について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 18 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する条例案

伊勢市男女共同参画推進条例中間案

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 18 年 12 月 22 日（金）

至 平成 19 年 1 月 19 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 市民参画交流課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成19年1月19日（金）午後5時まで【ただし、郵送の場合は、
当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課 電話 0596-21-5513

伊勢市公告第 66 号

伊勢市国際化推進指針を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市国際化推進指針（中間案）を公表します。

なお、伊勢市国際化推進指針（中間案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 18 年 12 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する指針案

伊勢市国際化推進指針（中間案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 18 年 12 月 22 日（金）

至 平成 19 年 1 月 19 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 市民参画交流課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成19年1月19日（金）午後5時まで【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市まちづくり推進部市民参画交流課 電話 0596-21-5513

伊勢市公告第 67 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 12 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町 大仏山公園	雑種	白黒	不明	中	不明	

2 抑留した日 平成 18 年 12 月 26 日

3 抑留期限 平成 18 年 12 月 28 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 68 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	2,895 m ²	1 年
2 人	1 人	964 m ²	2 年
9 人	6 人	33,704 m ²	3 年
12 人	4 人	53,981 m ²	5 年
1 人	1 人	845 m ²	6 年
3 人	2 人	12,938 m ²	10 年

伊勢市公告第 69 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 18 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (m ²)
伊勢ふじが丘 3 号公園	伊勢市藤里町字長尾谷 1 番 314 及び 字日々ヶ谷 63 番 63	5,672.00
宮川小公園	伊勢市宮川 1 丁目 220 番 1	102.00

供用開始の期日 平成 18 年 12 月 28 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間